

# 贈与の税金

## ◆財産をもらったら？

Q37

父から現金の贈与を受けました。税金はどのようになりますか。

- (1) 個人から、通常必要と認められる生活費や教育費を超える財産の贈与を受けた場合には、贈与を受けた人に対して贈与税がかかります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額から、**基礎控除額110万円**を控除した残額に一定の税率を掛けて、贈与税額を計算します（下記速算表参照）。これを**暦年課税制度**といいます。
- (2) 贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告しなければなりません。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

\* 複数の人から贈与を受けた場合には、それらを合計した額で計算します。

<贈与税の速算表>

右記以外の贈与 (一般税率)			18歳以上の人への、父母・祖父母等からの贈与 (特例税率) (※)		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円			
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円以下	50%	415万円
			4,500万円超	55%	640万円

※年齢は、贈与があった年の1月1日で判定します。

<18歳以上の人から1,000万円の贈与を受けた場合の計算例>

贈与者	右記以外	父母・祖父母等
①課税価格 (1,000万 - 110万)	890万円	890万円
②税率	40%	30%
③控除額	125万円	90万円
①×② - ③ = 贈与税額	231万円	177万円

### ひとくちメモ

土地・建物等の贈与を受けた場合には、不動産取得税・登録免許税がかかります。

# Q38

「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。

**相続時精算課税制度**は、財産の贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は(1)の要件を満たした場合に贈与をする父母や祖父母ごとに選択できます。

**(1) 要件** (年齢は、贈与があった年の1月1日で判定)

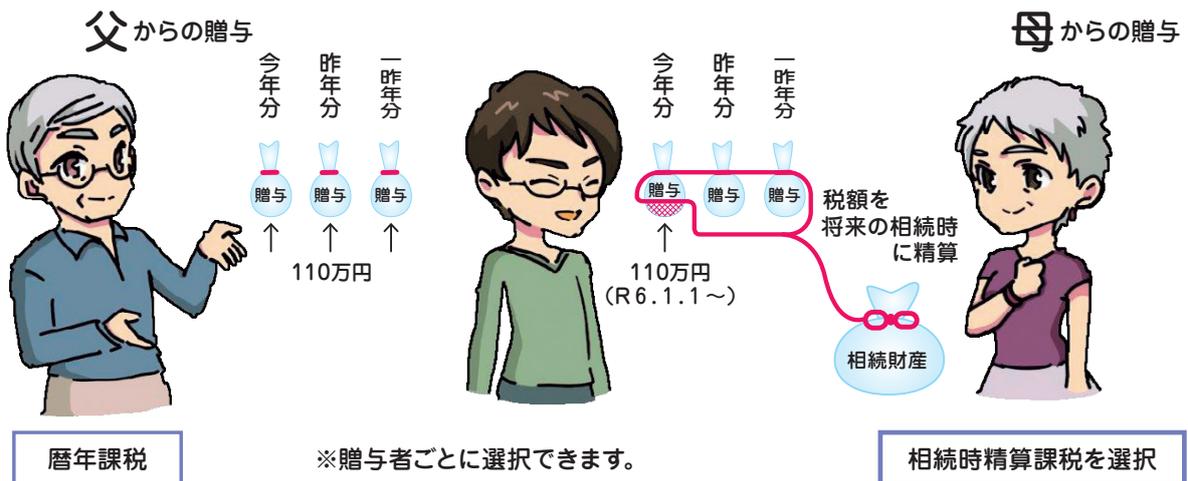
- ・ 贈与する人は60歳以上の父母や祖父母
- ・ 贈与を受ける人は18歳以上の子や孫
- ・ 最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間 (贈与税の申告書の提出期間) に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を一定の書類とともに提出すること

**(2) 贈与税の計算**

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額110万円} - \text{特別控除額(注)} = \text{課税価格} \xrightarrow{20\%} \text{贈与税額}$$

(注) 2,500万円 - 前年までに使用した特別控除額

\* 贈与財産が住宅取得資金の場合は特例があります (Q41参照)



**ひとくちメモ**

相続時精算課税制度を一度選択すると、その後同じ贈与者からの贈与について暦年課税制度へ変更することはできません。但し、令和6年1月1日以後に受ける贈与については相続時精算課税制度においても毎年110万円の基礎控除が創設され、この部分は贈与者の死亡の際、相続財産に加える必要がありません。これにより、年間110万円以下の贈与の場合には贈与税申告が不要になります。

詳しくは税理士にご相談ください。

相続時精算課税適用者が、贈与された土地または建物を引き続き所有し、令和6年1月1日以後に災害によって一定の被害を受けた場合には、その被災額を加算される相続税の課税価格から控除できます。(Q50参照)



## ◆自宅を配偶者に贈与したら？

### Q39

自宅を配偶者へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。

配偶者へ居住用不動産等を贈与した場合、**配偶者控除2,000万円**と基礎控除額110万円を合わせて2,110万円までは贈与税がかかりません（不動産取得税・登録免許税はかかります）。

ただし、次の条件を満たすことが必要です。

- ①婚姻期間（内縁関係は除く）が20年以上であること。
- ②贈与された年の翌年3月15日現在実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。
- ③贈与された年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告をすること。  
申告に必要な添付書類等の詳細は、税理士にご確認ください。



## ◆子や孫に贈与したら？

### Q40

子どもが結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法はありますか。

**結婚、子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度**があります。

平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に18歳以上50歳未満の子や孫（前年の合計所得金額が1,000万円以下の人）が、父母、祖父母から結婚、子育て資金の贈与を受けた場合は、1,000万円（結婚費用として支出するものは300万円限度）までが非課税となります。ただし、取扱金融機関で、一定の手続きが必要です。

なお、受贈者が50歳に達した時に残額がある場合には、その残額に贈与税（一般税率を適用。Q37参照）がかかります。

また、贈与者が亡くなった時に残額がある場合には、その残額は贈与者の相続財産になります。また、受贈者が孫等である場合には、贈与者の死亡の時の残高にかかる相続税額については、2割加算となります（Q50（2）参照）。

### Q41

子どもがマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないでしょうか。

**住宅取得等資金贈与の非課税制度**があります。

平成27年1月1日から令和8年12月31日までに、18歳以上の子や孫（その年の合計所得金額2,000万円以下の人）が父母、祖父母から住宅取得等のために金銭の贈与を受けた場合、次の非課税限度額を、暦年課税の基礎控除額もしくは相続時精算課税の特別控除額に上乗せすることができます。

以前に、この非課税制度の適用を受けている場合には、受けることができません。

非課税限度額

良質な住宅用家屋（注）	左記以外の住宅用家屋
1,000万円	500万円

（注）良質な住宅用家屋とは省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性を備えた住宅です。

 詳しくは税理士にご相談ください。

## Q42

孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、贈与税がかからない贈与の方法はありますか。

教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成25年4月1日から令和8年3月31日までの間に、30歳未満の子や孫（前年の合計所得金額が1,000万円以下の人）が、父母・祖父母から教育資金の贈与を受けた場合には、1,500万円（学校等以外に支払う金額は500万円が限度）までが非課税となります。ただし、取扱金融機関で、一定の手続きが必要です。

なお、子や孫が30歳（注）に達した時に残額がある場合には、その残額に贈与税（一般税率を適用。Q37参照）がかかります。

また、贈与者が亡くなった時に残額がある一定の場合には、その残額は贈与者の相続財産になります。その際、受贈者が孫等である場合には、贈与者の死亡の時の残高にかかる相続税額については、2割加算となります（Q50(2)参照）。

（注） 在学中など一定の要件のもと、最長40歳まで延長することができます。

 詳しくは税理士にご相談ください。

### ◆生命保険金を受け取ったら？

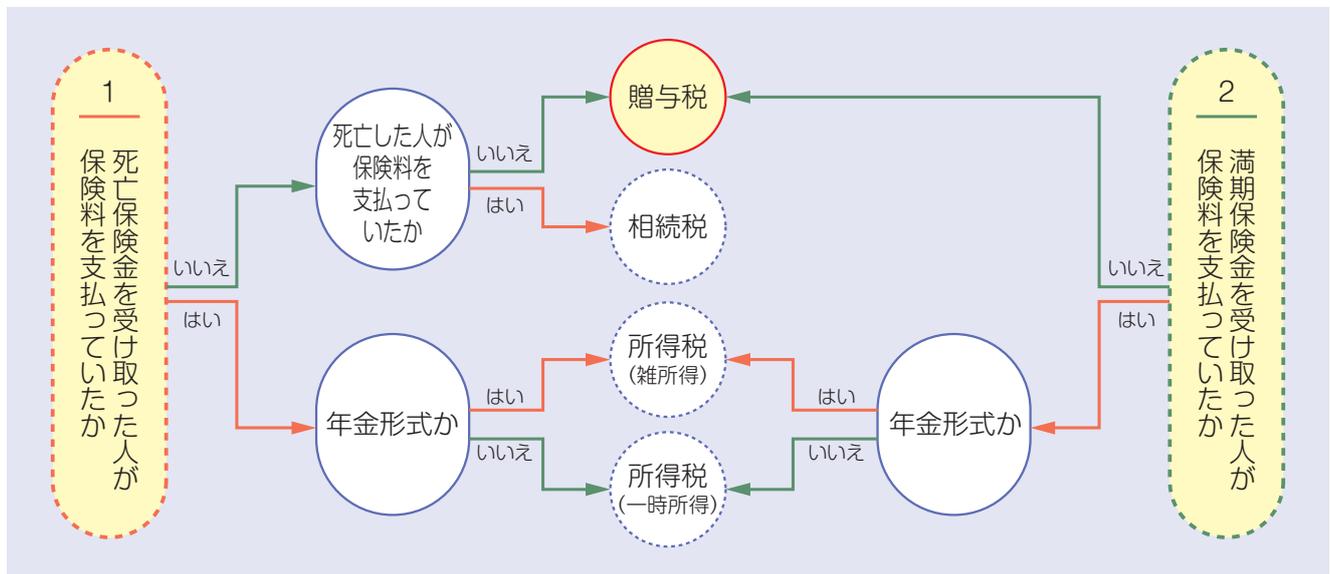
## Q43

母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はかかりませんか。

贈与税がかかります。

生命保険金の受取人には、契約内容により異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った金額が基礎控除額の110万円を超えるときには贈与税がかかります。



贈与の税金

### ◆離婚で財産分与を受けたら？

## Q44

離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりませんか。

離婚して、慰謝料や財産を受け取った場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。しかし、金銭でなく土地や建物などの不動産で受け取った場合には、不動産を受け取った人には贈与税はかかりませんが、渡した人には不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。